地理空間情報活用推進基本法第２条第３項に基づき定める国土交通省令及び同法第１６条第１項に基づき定める技術上の基準について

（趣旨）

「地理空間情報活用推進基本法」が平成１９年５月２３日に成立し、５月３０日に公布された（以下、「基本法」という。）。

基本法では、地理空間情報(注1)の電磁的方式による正確かつ適切な整備・提供、国・地方公共団体等の関係機関の連携の強化等の施策を総合的かつ体系的に行うことなどが基本理念として掲げられている。

これらの理念を実現するため、国・地方公共団体は基盤地図情報(注2)の整備及び適時の更新その他の施策を講じることなどが規定されている。

今般、基本法第２条第３項に基づき基盤地図情報の項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令を定めるとともに、同法第１６条第１項に基づき基盤地図情報の整備に係る技術上の基準に関する告示を定めるものである。

(注1)地理空間情報

空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報（当該情報に係る時点に関する情報を含む。）及びこれに関連付けられた情報（基本法第2条第1項）

(注2)基盤地図情報

地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であって電磁的方式により記録されたもの（基本法第2条第3項）